

34回大空町農業委員会総会議事録

令和5年4月18日 第34回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に召集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川一浩	2番 上田英樹	3番 森英章
4番 佐藤廣治	5番 斎藤宏幸	6番 森賀祐司
7番 伊藤博幸	8番 長尾照幸	9番 渡邊恵二
10番 福田重幸	11番 真鍋剛	12番 増子昭雄
13番 福田英信	14番 原本勝広	15番 遠藤哲也
17番 佐野一義	18番 渡辺誠	19番 高橋敬義
20番 佐久間仁	21番 仲西政克	22番 岡本シゲ子
24番 石田正俊		

(2) 欠席者

16番 石原せつえ	23番 丹羽真治
-----------	----------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主査 戸井 裕之	主査 本莊 三樹
主事 仙石 陸		

第34回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第34回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は、春耕期を迎えまして何かとお忙しい中、第34回農業委員会総会に出席誠にありがとうございます。本日は、研修会館ではなく3階1号会議室でやるということになりまして、こう見渡しますと、べたべたにくっついて座っているのですけれども、これからはこのような形でやるようになると思うので、何卒宜しく願いいたします。</p> <p>本年は農業委員会でも人事異動がありまして、新たな課に行かれる方が3名、また新たに農業委員会事務局に来られる方が4名という大幅な人事異動となりました。戸井主査、本莊主査、仙石主事におかれましては、本日が初の総会となりますが、よろしく願いいたします。</p> <p>本年は雪解けも早く、春作業も早く始まるのではないかと考えていたところではありますが、3月下旬より天候不順、低温となりまして、長芋・春小麦等の作業は平年並みに始まったのではないかと考えております。また16～17日には悪天候になりまして、20ミリを超える雨が降りまして、畑の作業は中断されていることと思います。本日より天候が回復しまして、あと2～3日すればまた皆さん畑に入られることと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>最後になりましたが、今後気温が上がり本格的に植え付け作業が始まりますが、順調に作業が進み、皆様が健康で、良き出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げて、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
石川局長	<p>3月24日開催の第33回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>

石田会長	<p>ただ今より第34回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時04分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
石川局長	<p>ただいまの出席委員は、22名であります。 石原委員、丹羽職務代理から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計21件であります。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、19番高橋委員、20番佐久間委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 利用権設定関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
戸井主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和5年4月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】 この件につきましては、相続により農地を所有した貸主が耕作者に再び農地を貸し付ける案件でございます。図面につきましては、1ページに掲載しておりますので、ご確認をお願いします。なお、農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を 議題とします。 所有権移転関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次の とおり農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 5 条の規定に基づき農地 の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求め る。令和 5 年 4 月 1 8 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 2 号所有権移転関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、第 4 地区農業委員さんにより 4 月 6 日に現 地確認を行っており、既存施設隣接地であることから転用はやむを得 ないというご判断をいただいております。図面については 2 ページに 掲載しております。</p> <p>農地法第 5 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区副委員長より補足説明があればお願いし ます。</p>

副委員長	<p>当案件につきましては、4月6日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第3号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和5年4月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号所有権移転関係1番朗読】</p> <p>この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。4月14日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会が行われてございます。図面については3ページに掲載をしております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますのでご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区副委員長より補足説明があればお願いし</p>

	ます。
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 3 号所有権移転関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
戸井主査	<p>【議案第 3 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、以前の借り受け者が更新しないこととなり、新たな借り受け者との賃貸借でございます。3 月 2 4 日におきまして、第 2 地区農業委員さんによりあっせん会を実施しております。図面につきましては、4 ページに掲載しておりますので、ご確認ください。なお、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしくお願</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号利用権設定関係2番朗読】 この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となつて ございます。4月14日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会 が行われてございます。図面につきましては、5ページに掲載をして おりますのでご確認ください。なお、農業経営基盤強化促進法第18 条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区副委員長より補足説明があればお願いし ます。
副委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番及び4番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p>【議案第3号利用権設定関係3番及び4番朗読】</p> <p>この案件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となっております。4月14日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会が行われてございます。図面につきましては、6ページ・7ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区副委員長より補足説明があればお願いします。</p>
副委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係3番及び4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係3番及び4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
戸井主査	<p>【議案第3号利用権設定関係5番朗読】</p>

	<p>5番につきましては、更新案件でございます。そのため図面は省略しております。</p> <p>3月28日におきまして第1地区農業委員さんによりあっせん会を実施してございます。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。
	これより議案第3号利用権設定関係5番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係6番から9番について、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。
	事務局。
戸井主査	<p>6番から9番までの案件につきましては、更新の案件となっております。3月23日に第1地区農業委員さんにより、あっせん会を実施してございます。全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。なお更新等案件につきましては、図面添付を省略しておりますのであらかじめご了承ください。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係6番から9番朗読】</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係6番から9番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。

委員	<p>これより議案第3号利用権設定関係6番から9番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係10番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
戸井主査	<p>【議案第3号利用権設定関係10番朗読】</p> <p>この件につきましても、更新案件でございます。そのため図面については省略しております。なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に全て適合していることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号利用権設定関係10番について採決します。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。事務局。</p>
仙石主事	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和5年4月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

	<p>【議案第4号所有権移転関係1番朗読】 1番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売り渡しに係る案件となっております。 以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。 暫時休憩とします。 (〇〇委員退席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	<p>【議案第4号所有権移転関係2番朗読】 この件につきましても、農地保有合理化事業に伴う農業公社売り渡しによる農地購入案件でございます。 以上です。</p>
石田会長	これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係 1 番から 6 番までについて、貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 4 号利用権設定関係 1 番から 6 番朗読】 この件につきましては、2 月の総会において、公社買入の議決をいただいている案件でございます。今後の一時貸付農家、〇〇さんへの貸し付け分に係るものでございます。 以上です。
仙石主事	続けてご説明させていただきます。 利用権の 2 番から 6 番までご説明をさせていただきますが、これらの件につきましては全て 2 月の総会において公社買入の議決をいただいている案件でございますので、ご説明させていただきます。 2 番の一時貸付農家は、〇〇さんとなります。 3 番の一時貸付農家は、〇〇さんとなります。 4 番の一時貸付農家は、〇〇さんとなります。 5 番の一時貸付農家は、〇〇さんとなります。 6 番の一時貸付農家は、〇〇さんとなります。 以上、ご審議くださいますようお願いいたします。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番から 6 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 4 号利用権設定関係 1 番から 6 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和5年4月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上でございます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
石川局長	報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規程(平成20年農業委員会訓令第1号)第3条の規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。令和5年4月18日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第2号朗読】
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。ご苦労様でした。

(午後3時47分)